

千葉市公告第1001号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画道路の変更の案を縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和5年12月8日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画道路 3・4・29号 千葉寺町赤井町線

千葉都市計画道路 3・4・130号 加曾利町大森町線

2 都市計画を定める土地の位置及び区域

(1) 変更により新たに道路区域に追加する部分

千葉市中央区仁戸名町の一部の区域

(2) 変更により道路区域から削除する部分

千葉市中央区仁戸名町の一部の区域

3 縦覧期間

令和5年12月8日から令和5年12月22日まで

ただし土・日曜日及び祝日を除く

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所低層棟4階 都市計画課